

茨城県知事選挙のお知らせ

投票日 9月5日(日)

大事な投票、忘れずに!



投票時間 7:00~18:00

投票場所 市内42投票所

※詳しくは投票所入場券でご確認ください。

○投票用紙の記入方法
候補者1人の氏名を書いて投票

◆常陸大宮市で投票できる方

平成15年9月6日までに生まれた方で、令和3年5月18日以前から常陸大宮市に住民登録されていて、その後引き続き常陸大宮市に住所のある方

【常陸大宮市に転入した方】

- ・5月18日までに転入…常陸大宮市で投票できます。
- ・5月19日以降転入…常陸大宮市では投票できません。ただし、県内の他の市町村から転入した人は、前住所地で投票できる場合があります。詳しくは、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

【常陸大宮市から転出した方】

- ・既に常陸大宮市の選挙人名簿に登録されている方で、5月19日以降に県内の他の市町村に転出した方は、常陸大宮市で投票できる場合があります。投票するには、「引続き県内居住証明」を提出するか、引続き県内に住所を有する旨の確認を受ける必要があります。

○「引続き県内居住証明」

各市町村の住民登録担当窓口で発行(無料)している引続き県内に住所を有する者であることが分かる証明書のことです。

○「引続き県内に住所を有する旨の確認」

投票所において市選挙管理委員会で確認を行います。確認には少しお待ちいただきますが、確認が取れ次第投票することができます。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆投票所の変更について

第29投票区の投票所が次のとおり変更になります。

(変更前) 美和山村開発センター → (変更後) **美和支所(常陸大宮市高部5281-1)**

対象地域にお住まいの方はご注意ください。お願いします。

◆期日前投票について

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票ができない方は、期日前投票をすることができます。**期日前投票をされる方は、事前にご自宅などで投票所入場券の裏面「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。**

期日前投票宣誓書	
※期日前投票をする方は、下記宣誓書に必要事項を記入の上、受付にご提出ください。	
宣誓・請求日	令和3年 月 日
氏名	
住所	常陸大宮市
生年月日	年 月 日
事由	投票日に投票できない理由として、次の1~5から該当する事由を1つ○で囲んでください。 1 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事 2 外出・旅行・投票区域外への滞在 3 病気・出産 4 交通至難の島等に滞在 5 他の市町村に滞在 6 天災・悪天候
私は、茨城県知事選挙の当日、上記事由に該当する見込みです。以上、真実に相違ないことを宣言し、投票用紙を請求します。 常陸大宮市選挙管理委員会 委員長 宛	

※選挙当日に投票される方は、宣誓書の記入は不要です。

【投票期間】 8月20日(金)から9月4日(土)まで

(選挙当日(9月5日)は、期日前投票所では投票できません)

【投票時間】 8:30から20:00まで

【投票場所】 ・常陸大宮市役所期日前投票所、山方支所期日前投票所、美和支所期日前投票所、緒川支所期日前投票所、御前山支所期日前投票所

※9月3日(金)、4日(土)の期日前投票所は混雑が予想されます。投票日当日に投票所に行けない方は、早めに期日前投票をしましょう。

《臨時期日前投票所の設置について》

本庁および各支所における期日前投票所のほかに、次の臨時期日前投票所を設置します。

臨時期日前投票所	設置期日
山方公民館諸沢第五区分館	9月1日(水) 9:00~12:00
野沢会館	9月1日(水) 13:30~16:30
檜山公民館	9月2日(木) 9:00~12:00

◆投票所入場券について

8月18日(水)頃に、郵便でお届けします。
投票所入場券は、封書様式により世帯ごとに郵送します。また、1通に最大6人分をまとめて送付します(6人を超える世帯には複数枚お送りします)ので、**投票する際は、必ずご自身の投票所入場券を切り離して投票所に持参してください。**

なお、投票所入場券を持ち合わせていなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。

◆代理投票について

心身が不自由で字が書けない方は、代理投票ができます。
代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。投票内容がほかに漏れることはありません。
また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

◆不在者投票について

・**病院や施設での不在者投票**
都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは病院長や施設長にお問い合わせください。

・**他市区町村での不在者投票**
長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

- 手続きの流れは以下のとおりです。
- ① 投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)
不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、常陸大宮市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。**必ず本人が記入してください。**電子メールやファクシミリでは受付することができません。
※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所および各支所にも配置しています。
 - ② 投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)
常陸大宮市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。
 - ③ 不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)
投票用紙等が届いたら、**その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。**
※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封すると不在者投票ができなくなります。
※不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。
※**投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。**

・**郵便等による不在者投票**
身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

- 1 郵便等投票証明書の申請手続き
 - ① 「郵便等投票証明書」の交付申請
【必要な書類】ア 申請者本人が署名した申請書
(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)
イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳もしくは介護保険の被保険者証

- ② 「郵便等投票証明書」の交付
市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。
※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

- 2 投票用紙等の請求手続き
 - ① 「投票用紙等」の請求
【必要な書類】ア 請求者本人が署名した請求書
(請求書は、市ホームページからダウンロードできます)
イ 郵便等投票証明書
 - ② 「投票用紙等」の交付
市選挙管理委員会において請求書を確認後、「投票用紙等」を郵送します。
 - ③ 不在者投票
投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。
※投票用紙等の請求は、**9月1日(水)**までに本人から常陸大宮市選挙管理委員会に請求してください。

【郵便等による不在者投票ができる方の区分表】

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

・**郵便等による不在者投票における代理記載制度**
郵便等による不在者投票の該当者で、かつ、一定の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。
詳しくは、常陸大宮市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆選挙公報について

候補者および政党等の政見などを載せた選挙公報を、**告示後、新聞折り込み**でお届けします。また、本庁および各支所窓口にも配置するとともに市ホームページに掲載します。
なお、上記の方法で選挙公報を見ることができない場合は、常陸大宮市選挙管理委員会までご連絡ください。

◆開票について

【開票日時】 9月5日(日)20:00から
【開票場所】 西部総合公園体育館
常陸大宮市工業団地25番地 電話 52-5223

◆開票結果のお知らせ

開票結果(常陸大宮市開票区)は、市ホームページでお知らせします。

問 常陸大宮市選挙管理委員会(本庁総務課内) ☎52-1111 内線321・322